

後期高齢者医療 長期入院該当の申請について

長期入院該当とは、所得区分が区分Ⅱの該当期間内に過去１２カ月で９０日を超える入院をされた場合に、入院時の食費がさらに軽減される制度です（他の健康保険加入期間も区分Ⅱ相当の認定がされていれば通算されます）。

長期入院該当の適用は申請日の翌月１日となります。また、差額支給の対象となりますので、申請される場合は国保・年金課後期高齢者医療までお問い合わせください。

●長期入院該当の申請方法

申請書に入院日数等を必ず記載の上、過去１２か月で９０日を超える入院をしたことが確認できる書類（医療機関の領収書等）を添付してください。

入院期間が後期高齢者医療保険の前の健康保険加入期間にまたがる場合は、以下の①または②の資料も添付してください。

- ① 前加入健康保険者から交付された減額認定証（写し可）
- ② 「長期入院該当 前保険者調査票」（別紙）

●区役所の窓口で申請される場合

申請書のほかに本人確認書類、マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード（住民票記載内容と相違ない場合のみ）をご持参ください。代理人が申請する場合は、その方の代理人確認書類も必要です。

※本人確認書類・代理人確認書類とは、運転免許証、パスポート等です。

※長期入院該当を申請される場合は、別途書類が必要です。